

令和4年  
7月  
スタート

# 沖縄県 ちゅらパーキング (障害者等用駐車区画) 利用証制度

## 「ちゅらパーキング利用証制度とは」

公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障害のある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。

必要とする方の駐車区画を確保するために、ご理解とご協力をお願いします。

### 利用証は3種類あります

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。



車いす利用者



その他の障害者、  
高齢者など



妊産婦、一時的な  
けが人など

### この案内表示のある駐車区画が 利用できます



車いす利用者優先区画



プラスワン区画  
(障害者・高齢者・妊産婦など優先)



駐車区画を利用する際は、  
利用証をルームミラーにかけて  
使用してください。

### 交付対象者

- 身体障害者 ●知的障害者 ●精神障害者 ●難病患者 ●高齢者等 (要介護認定を受けた者)
- 妊産婦 ●その他知事が必要と認める者 (傷病者等)

以上に該当する方であって、かつ本制度の要件 (福祉課ホームページ参照) を満たした方が対象となります。

### 申請方法について

交付申請書に必要な添付書類を添えて、窓口または郵送で申請できます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要となります。

#### 窓口申請

村では4月1日から窓口を設置し、申請受付を行っています。  
詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

#### 郵送申請

郵送申請は沖縄県障害福祉課が受付を行っています。郵送申請の際には交付申請書類のほかに、利用証を送付するための切手 (140円) が必要となります。

お問い合わせ：福祉課 ☎966-1207 沖縄県障害福祉課 ☎866-2190